

高知労働局発表  
平成29年3月16日

【担当】  
雇用環境・均等室  
室長 松原 大  
雇用環境改善・均等推進監理官 矢野 毅  
電話 :088-885-6041  
FAX :088-885-6042

## 中四国初！3月23日に金融機関との「働き方改革にかかる包括連携協定」の締結！

高知労働局（局長 園田 智幸）は、四国銀行及び高知銀行とより緊密に連携して、高知県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結します。これは中四国で初めての試みです。

高知労働局においては、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し、持続的な企業成長の好循環を実現するため、高知県や労使、金融機関、四国経済産業局を交えて話し合いを行うなど、様々な取組を行っています。

労働者の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の企業等と密接に関わっている四国銀行及び高知銀行と連携・協力して、高知県における働き方改革、労働生産性向上に向けた取組を進めるための後押しを行います。

### 1 期待される効果

- ・ お互いの知見をより緊密に共有し、それぞれの業務運営に役立てることができ  
ます。
- ・ 四国銀行及び高知銀行の職員が、助成金制度の理解を深めることにより、その  
見識を活用して事業主に適宜適切なアドバイスを行うことができるようになり  
ます。
- ・ 四国銀行及び高知銀行の本支店等を活用して高知労働局の広報・啓発等を進め  
ることができます。

### 2 協定締結式(別添1参照)

日時 平成29年3月23日(木) 午前9時15分から(15分程度)  
場所 高知労働局 別館会議室  
高知市南金田1番39号  
出席者 株式会社 四国銀行 取締役頭取 山元 文明  
株式会社 高知銀行 取締役頭取 森下 勝彦  
高知労働局長 園田 智幸

### 3 協定の内容(別添2参照)

※ 取材を希望される報道機関の方は、平成29年3月22日(水)までに、当局雇用環  
境・均等室までご連絡をお願いいたします。

## 「働き方改革にかかる包括連携協定」締結式次第

日時 平成29年3月23日（木） 午前9時15分～  
場所 高知労働局 別館会議室

1 開会

2 協定署名者挨拶

高知労働局 局長

園田 智幸（そのだ ともゆき）

株式会社 四国銀行 取締役頭取

山元 文明（やまもと ふみあき）

株式会社 高知銀行 取締役頭取

森下 勝彦（もりした かつひこ）

3 協定書署名調印

4 写真撮影

5 閉会

6 記者会見

## 働き方改革に係る包括連携協定書(案)

株式会社 四国銀行（以下「甲」という。）は、厚生労働省 高知労働局（以下「乙」という。）と、連携強化を図ることで高知県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、高知県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- (1) 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関する事。
- (2) 雇用の促進及び安定に関する事。
- (3) 人材育成に関する事。
- (4) 多様な働き方に関する事。
- (5) 労働生産性の向上に関する事。
- (6) 乙の施策のPRに関する事。
- (7) その他本協定の目的に沿う事。

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙合意の上決定する。

## （秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力により知り得た情報を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとする。また、第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならないものとする。ただし次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後に公知となった情報。
- (2) 相手方から提供を受けた時に既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報。
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発した情報。
- (4) 法令により開示を求められた情報。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかから、書面による協定の終了の通知がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

## （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかから、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

## （疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

甲：高知県高知市南はりまや町1丁目1番1号

株式会社 四国銀行

取締役頭取

印

乙：高知県高知市南金田1番39号

厚生労働省 高知労働局

局長

印

## 働き方改革に係る包括連携協定書(案)

株式会社 高知銀行（以下「甲」という。）は、厚生労働省 高知労働局（以下「乙」という。）と、連携強化を図ることで高知県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、高知県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- (1) 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- (2) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 多様な働き方に関すること。
- (5) 労働生産性の向上に関すること。
- (6) 乙の施策のPRに関すること。
- (7) その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙合意の上決定する。

### （秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力により知り得た情報を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとする。また、第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならないものとする。ただし次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後に公知となった情報。
- (2) 相手方から提供を受けた時に既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報。
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発した情報。
- (4) 法令により開示を求められた情報。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかから、書面による協定の終了の通知がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかから、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

甲：高知県高知市堺町2番24号

株式会社 高知銀行

取締役頭取

印

乙：高知県高知市南金田1番39号

厚生労働省 高知労働局

局長

印